

**🌈 貨物概要**

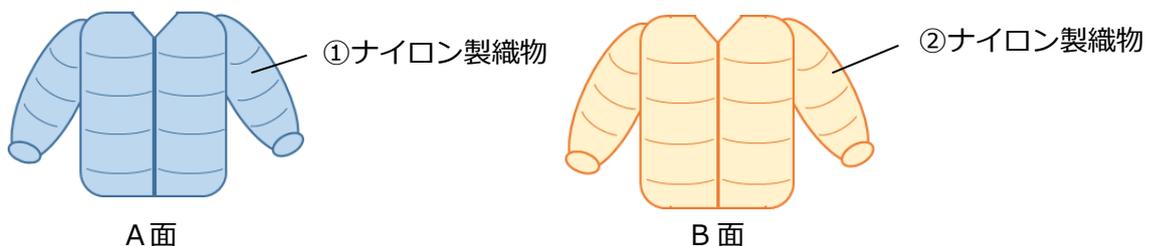
関税率表第 6202.93 号に属する女子用のダウンジャケットであり、A 面及び B 面を表裏の別なく着用することができる、いわゆるリバーシブルの衣類である。原材料、製造工程等は下記のとおり。なお、HS については協定が採用する HS2017 に基づくものである。

原 材 料：

- ① A 面の生地－ナイロン製織物（第 54.07 項。日本において完全に製織されたもの）
  - ② B 面の生地－ナイロン製織物（第 54.07 項。タイにおいて完全に製織されたもの）
  - ③ 縫糸、ボタン、紙製タグは、中国から調達したもの。
  - ④ その他の材料は、全て日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品
- ※ A 面及び B 面のいずれの面も産品に特性を与えているものとする。

製造工程：ベトナム国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：

**🌈 原産地認定**

日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。

**🌈 原産地認定理由**

本品において、日アセアン包括的経済連携協定（以下「協定」という。）附属書 2 第 1 1 部注釈の注釈 2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、産品の表側の生地であるナイロン製織物生地（①及び②）である。本品のように産品の性状から表裏の別なく着用することができ（いわゆるリバーシブルの衣類）、かつ、A 面及び B 面のいずれの面も同一の材質の生地が使用されている等いずれの面も産品に特性を与えていると認められる衣類については、いずれか一方の面のみを表側の生地とするのではなく、双方の面を表側の生地として取り扱う。

したがって、同注釈2の規定により、本品が協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第6202.93号）の品目別規則は、A面の生地（①ナイロン製織物（第54.07項））及びB面の生地（②ナイロン製織物（第54.07項））のみに適用されることとなる。なお、それ以外の部分（③及び④）については品目別規則を満たしているかどうかについては考慮する必要がない。

A面の生地（①ナイロン製織物（第54.07項））は、日本において完全に製織されたものであり、B面の生地（②ナイロン製織物（第54.07項））は、タイにおいて完全に製織されたものであることから、本品（第6202.93号）の品目別規則を満たす。よって、本品は、協定上のベトナム原産品と認められる。

（参考1）第6202.93号の産品に係る品目別規則（協定附属書2）

CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）

（参考2）原産地規則解釈例規 1. 61～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について（令和6年4月1日付の改正によりリバーシブル衣類の取扱いを明確化）

## 留意点

上記事例ではA面及びB面の双方の生地が締約国において完全に製織されているため、原産品と認められたが、仮にA面若しくはB面のいずれか一方又はA面及びB面の双方の生地が締約国において完全に製織されていない場合は、本品は協定上のベトナム原産品とは認められない。



## 注記

本件はいずれの面も産品に特性を与えていると認められるため、表側の生地として扱っておりますが、リバーシブルの衣類について一律に双方の面を表側の生地と扱うわけではありません。関税分類を決定する構成部分の判断に迷う場合は（首席）原産地調査官までご相談ください。

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第4条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合には、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意ください。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）